

◇ 提出した確定申告に間違いがあった場合

Q : 確定申告の期限なので、提出した確定申告書を見直していたら、間違いがありました。どうしたらいいですか？

A : 正しい申告書を再提出してください。

【解説】

所得税の確定申告を訂正する場合、その税額が過少である場合は修正申告、税額が過大等である場合には更正の請求という手続きを原則として、取ります。

しかし、実務では、法定申告期限内に同一人から確定申告や還付を受けるための申告書又は確定損失申告書のうち種類を異にするもの、又は同種類の申告書が2以上提出された場合には、最後に提出された申告書とその納税者の申告書として取り扱うこととされています。

これは、法定申告期限内に同一人から2以上の申告書が提出された場合には、特段の申出がない限り、最後に提出された申告書が納税者の真意に基づくものとみて取り扱うことが実情にそっていると考えられるからで、この場合には、修正申告や更正の請求の手続きは不要となっています。

したがって、法定申告期限内であれば、既に提出した申告書を訂正する旨を付記した申告書を提出すれば、それが認められることとなります。

なお、先に提出された申告書が還付申告書で、かつ、その還付金について既に還付の処理が行われている場合には、この取扱いができないことがあります。

